

判決年月日	平成25年12月11日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年(ネ)第10061号		

控訴人が制作したと主張する不動産物件表示プログラムに被控訴人がアクセスしたことは、不正競争防止法2条1項4号にいう「不正取得行為」及び「使用」には該当しないとして、同法5条3項3号に基づく損害賠償請求を棄却した原判決を是認した事案。

(関連条文) 不正競争防止法2条1項4号、5条3項3号

1 本件は、被控訴人が控訴人制作に係る不動産物件表示プログラム（本件プログラム）にアクセスし（本件各アクセス），これを取得し使用したことは、不正競争防止法2条1項4号の不正競争行為に該当すると主張して、同法5条3項3号に基づき損害賠償を請求した事案である。

被控訴人は、本件プログラムは、同法2条6項にいう「営業秘密」に該当せず、また、本件各アクセスは、同法2条1項4号にいう「不正取得行為」及び「使用」に該当しないとして争った。原審は、本件プログラムは「営業秘密」に当たらないとして控訴人の請求を棄却した。

2 本判決は、以下のとおり、本件各アクセスは不正競争防止法2条1項4号にいう「不正取得行為」及び本件プログラムの「使用」には該当しないと判断した。

被控訴人が本件各アクセスにより本件URLを用いて本件サーバーに格納されている本件プログラムにアクセスすると、被控訴人のコンピュータによる演算処理の過程で、本件プログラムのうち、本件トップ画面を表示するのに必要なプログラムが被控訴人のコンピュータのメモリ及びハードディスクに一時的に複製される。

しかし、それは本件サーバーに格納されている本件プログラムのほんの一部にすぎない。そもそも、被控訴人は、本件URLを使用して本件サーバー内に格納されている本件プログラムにアクセスしない限り、本件プログラムを有効に使用することはできない。

また、もともとメモリによる複製については、演算処理に必要な範囲での短時間の一時的保存にすぎず、また、ハードディスクについては、ウェブページを閲覧したときに一時的に記憶される領域内に一定の期間は自動的に保存されるにしても、これもその後のコンピュータの使用により、一時的記憶領域の容量がオーバーすると順次自動的に消去されるものであって、コンピュータ内に常時使用されるプログラムとして保存されるものではない。

さらに、被控訴人は、控訴人立会時以外には、本件プログラムを顧客への営業活動に使用したことが全くない。

またさらに、被控訴人が本件各アクセスをし、そのコンピュータ上に本件トップ画面を表示させたのは、控訴人から別件訴訟で本件プログラムの請負代金の支払を求める訴訟を

提起され、その訴訟における防御活動の必要性のためであり、本件プログラムを取得し、使用するためではない。そして、本件プログラムの一部のプログラムの複製物が被控訴人のコンピュータ上に一時的に保存されたのは、コンピュータの演算処理の仕組みによるものであり、被控訴人が意図的に行ったものではない。

以上によれば、被控訴人の本件各アクセスをもって、被控訴人が本件プログラムを不正に取得したものとも、また、これを不正に使用したものともいいうことはできない。